

Title	社会政策思想家による労働運動論の展開(上) : 明治38年から大正5年まで
Sub Title	Japanese social reformers' theory of labor movement, 1905-1916 (I)
Author	池田, 信
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1973
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.66, No.7 (1973. 7) ,p.477(33)- 499(55)
JaLC DOI	10.14991/001.19730701-0033
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19730701-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社会政策思想家による労働運動論の展開 (上)

—明治 38 年から大正 5 年まで—

池 田 信

はじめに

I 労働組合論

- 1 労働組合について的一般論
 - (1)労働組合存立の根拠について
 - (2)組織形態と構造について
 - (3)機能について
 - (4)組合の起源について
- 2 日本の労働組合運動について
- 3 鈴木文治の労働運動論 (以上本号)

II ストライキ論

- 1 ストライキについて的一般論 (以下次号)
- 2 調停・仲裁制度について
- 3 治安警察法への批判
- 4 日本のストライキの特質

はじめに

日本の社会政策思想家による労働運動論は、すでに明治 20 年代中ごろにその萌芽を、さらに日清戦後期にその展開をみせていたが、日露戦争後には労資の対立激化に刺激されながらいっそうの展開を示すこととなった。

日露戦争勝利によって日本は韓国を事実上併合し、満蒙に特殊権益を獲得してアジアへの帝国主義的進出をすすめた。工業は、軍事体制強化、アジア市場への進出に刺激をうけ、さらに外資導入、保護関税、アメリカ市場への進出などにささえられて、大きな発展をとげた。重工業、軽工業、鉱山業、運輸業、電力業などがいちじるしい発展を示したが、それは新しい生産方法・組織の導入、動力の電力化をとめない、さらに紡績業はじめ多くの産業に独占体制をもたらすものであった。このような産業的諸条件の変化に対応して、労資の対抗関係も新たな展開をみせるようになる。

日本の労働運動は、初期の段階ではその運動の目的においては(1)自主的組織の教育活動による生産者としての自己陶冶と、(2)ストライキを武器としての労働諸条件の維持・改善とに、運動の方法

社会政策思想家による労働運動論の展開(上)

においては(1)知識人による意識性、組織性、計画性の外部からの注入と、(2)ストライキとしての労働者の闘争エネルギーの爆発とに分立しており、両極をゆれうごきながら展開している。日露戦争終了から友愛会の結成にいたるまでは労働組合運動は例外的でしかも微弱であり、むしろこの時期の労働運動の特質は、自然発生的な、往々にして暴動をともなうストライキにあった。

明治39年から41年にかけて、重工業・鉱山業の大経営体において激しいストライキがあいついで起こった。これらは、(1)戦争終結にともなう労働諸条件の悪化、(2)労働者の権利意識の伸長、(3)産業的諸条件の変化と労働者の権利意識の伸長とに対応した支配・管理体系の未確立、によるものであった。労働者の教育水準、権利意識は向上していたが、彼等はなお自律的には不十分にしか運動における意識性、組織性、計画性を獲得することができず、むしろ暴動的行為によってその不満を一時的に爆発させたにすぎなかった。しかし、一時的な爆発にすぎなかったとはいえ、彼等は企業の管理者および国家権力と対峙したのであり、そのなかで資本家階級および国家への階級的対立と自分たちの階級の一体性とを感性的なものではあるが、学びとっている。したがって、これらの闘争は日本における労働者階級形成への一基因をなすものとして重要である。なお、ストライキは明治44年、45年にも昂揚をみせている。

社会政策思想家の問題意識を刺激したものは、これにとどまらなかった。社会主義運動はなお労働者の運動に直接に方向づけを与えるほどの指導力をもたなかったが、明治39年には日本社会党が結成され、約1年にわたって公然とした活動がなされている。その活動のなかで、議会政策を重視し、合法的活動をとくこれまでの考えにたいして、これを批判し、積極的に直接行動の必要をとく考えが影響力をもちはじめた。国家権力による弾圧、とくに大逆事件によって社会主義運動は一時衰退したが、開明的知識人たちは弾圧によってこの運動をなくせるとは考えていなかった。国際的には、欧米諸国において共産主義、社会民主主義、サンディカリズムの影響力が強まり、ロシアでは革命的昂揚がみられた。労資関係がもっとも安定した国といわれていたイギリスにおいてさえ、労働不安とよばれる情勢が生まれてくる。このような国際的動向から、日本においても労働問題の将来についての懸念がいっそう強まってきたのである。

日本の社会政策学会は明治40年に第1回大会をひらくまでに発展していたが、学会員の関心は労働者保護立法にとどまらないで、労働運動にも強く示されるようになった。彼等によってストライキ、労働組合についての時局的発言が活発になされるようになった。学問的にも、労働組合論、ストライキ論はいっそう綿密に、しかも体系的になされるようになっていく。また、たんに先進諸国の運動と理論から学ぶだけでなく、日本の労働運動とそれをささえる産業的、社会的基盤の分析と、今後における日本の労働組合運動のあり方の究明とをなすまでにすすんでいく。さらに学会員である鈴木文治は、大正元年に労働組合を志向し、さしあたっては教育活動を主とする労働者の組織=友愛会を結成するが、それは戦後の社会政策思想家による労働運動論の展開に励まされて

のことであった。

以下、日露戦争終了から友愛会初期にいたるまでの社会政策思想家による労働組合論、ストライキ論の展開とその特質とを明らかにしてゆきたい。

I 労働組合論

1 労働組合についての一般論

労働組合については、すでに明治20年代中期に社会政策思想家によってその必要がとかれはじめ、日清戦後期には高野岩三郎、桑田熊蔵らがいっそう詳細に論じ、高野房太郎、片山潜が労働組合運動に身を投じ、この時期に結成された社会政策学会も組合運動が社会政策を構成する一要素であることを公式に表明するにいたっている⁽¹⁾。しかし、これらは労働組合の必要を強調する時局的発言の域を大きくこえてるものではなかった。日露戦争以後の時期においてはじめて本格的、体系的な研究が時局的な発言とならんで積極的になされるようになったのである。この時期には、労働組合が、(1)時論として——堀江焯一、関一「職工組合の設立は奨励す可きか」『新日本』明治45年7月、など——、(2)学術論文として——気賀勘重「労働組合ヲ論ズ」『国民経済雑誌』明治39年9月、10月、戸田海市「労働者団結権ト治安警察法」『京都法学会雑誌』明治43年11月、など——、(3)みずからの学説の体系的叙述の一環として——桑田熊蔵『工業経済論』明治40年3月、関一『工業政策』大正2年、など——、さらには(4)もっぱらこのテーマを扱った著書として——山県憲一『職工組合論』大正4年——論ぜられている。以下、4項目に分けてこれらの労作の特質を明らかにしてゆきたい。

(1)労働組合存立の根拠について

これについては、桑田はルヨ・ブレンターノの理論に依拠しながら労働者を労働力商品の販売者としてとらえ、この商品が労働者の身体と一体化しているという特殊性にもとづき、その販売者である労働者はその取引きにおいて不利な立場にたつので、「労力ノ売買ヲシテ商品ノ売買ト同一ナラシメ労働者ト資本家トノ関係ヲシテ商品ノ売手ト買手トノ関係ノ如ク対等ノ地位ニ立タシムル」ために団結をして労働組合を結成するにいたると述べている⁽²⁾。桑田のこのような見解はこの時期の社会政策思想家による労働組合支持論のほぼ共通した理解となっている。

このような見解は、労働組合運動を資本主義社会の原則にそくした労働者たちの当然の市民的・経済的運動としてとらえることによってその史的・経済的意義を明らかにし、さらに当時強い影響

注(1) このことについては、つぎの論文を御参照いただきたい。

(i) 池田信「日本社会政策思想の始点——明治20年代中期の工場法支持論」『日本労働協会雑誌』昭和47年7月。

(ii) 同「日清戦後期の社会政策思想」『社会科学論集』昭和46年12月。

(2) 桑田、前掲書、341頁。

力をもっていた労働組合無用論・有害論に有効な批判を加えている。しかし他方において、この見解は労働者を労働力商品の販売者としてとらえることから、商品販売者としての経済人的意識と行為とが労働者にとって本質的であるという理解へと導かれる。人間を経済人に還元して考える古典経済学派を批判する新歴史学派として、社会政策思想家は労働者を全人的にとらえようとはするのであるが、商品販売者としての意識と行為を原理とするかぎり、その他の側面はいきおい二次的なもの、附随的なものとならざるをえなくなる。労働者は労働力商品を販売することによって資本の自己増殖運動のなかにくみこまれるが、このなかで彼等は資本制的な蓄積を支配—被支配、収奪—被収奪の関係の拡大再生産過程としてとらえ、資本の支配からみずからを解放しようとする自己意識を獲得できる根拠をもっている。しかしながら、前述の見解にたつ社会政策思想家はこの根拠を否定し、現実に存在する労働者の反資本主義的な意識と行為を偶然的なもの、反本質的なものとして片付けてしまうことになる。とはいえ、第1次大戦後に“労働者による管理”=workers' control の思想がつよく労働者をとらえるようになると、社会政策思想家もこれを無視できなくなり、資本主義の枠内で労働者のこのような意識に対処するという課題をになった労働組合論をあらたに構築しなければならなくなる。したがって、本稿が考察の対象としている日露戦争後から友愛会初期までの時期は、賃金労働者を労働力商品販売者としての経済人に一元化してとらえる考えが社会政策思想家をもっとも強くとらえた時期であったということができよう。

(2)組織形態と構造について

桑田は以前から職業別組合を規範的な組合としてきたが、この時期においても、イギリスにおける新組合主義の抬頭、ドイツにおける社会主義を指導理念とする労働組合運動の隆盛、フランスを中心としたサンディカリズムの影響力増大に注目しながらも、これらの理念と運動を偶然的なもの、本質からはずれたもの、したがって克服すべきものととらえており、依然としてイギリスが「職工組合ノ祖国」であり、「職工組合ノ組織ニ就キテハ各組合ノ間ニ多少ノ異同アリト雖モ、要之スルニ同一職業ヲ標準トシテ組織セラレタル労働者ノ団体ナリ」となして他の組織形態について論ずることなく、ただちにイギリスの職業別組合をモデルにして論をすすめている。⁽⁴⁾堀江帰一(慶應義塾大学教授、社会政策学会員)もおなじく組合を「同一種類の職業に従事する者の団結」と定義して論をすすめている。⁽⁵⁾

しかし、独占資本主義が確立するにつれて職業別組合主義の支配的な地位はイギリスにおいてさへくずれつつあり、社会政策思想家としても、他の組織形態に論及しないわけにはゆかなくなる。気賀勘重(慶應義塾大学教授、社会政策学会員)は、つぎのように3類型に分けている。

注(3) この点については別に論ずる予定である。

(4) 桑田, 前掲書 342頁。

(5) 本節では特記しないかぎり、引用は本節のはじめに掲げた論文からおこなっている。引用の頁は、著書からのもののみ記す。

社会政策思想家による労働運動論の展開 (上)

「(職業別組合のほか) 現今ニ於テハ此他ニ尚ホ 二種ノ仕組アリ一ハ一経営ノ下ニ労働スル各種ノ労働ヲ一括シテ組合ヲ組織シ、然ル後漸次全国ニ於ケル同種経営ノ従業労働者一切ヲ糾合セントスルモノニテ、余ノ一ハ労働ノ種類ニ頓着ナク一切ノ労働者ヲ糾合組織セントスルモノ即チ是ナリ。(職業別組合は英国式であり、つぎに) 第二ノ組織ハ広ク米国ニ行ハレテ米国式ノ称アル程ナレドモ第三ノ組織ニ至リテハ其性質寧ロ社会党ニ近ク、社会党ノ運動ト連帯シテ僅ニ埃太利ニ其実ヲ挙ゲタルモ、組合員ノ数少ナク団結亦甚ダ鞏固ナラザルノ状アリ」

このように、職業別組合、産業別組合、一般組合の三つに分けている。しかしながら、それぞれを詳細に論ずることなく、イギリスの職業別組合を「本来ノ労働組合、純粹無雜ナル労働組合ノ模型」となして、もっぱらここに焦点をしばって論じている。社会政策思想家のイギリス型職業別組合への崇拜がいかに強いものであったか、ここにすることができよう。

しかしながら、独占資本主義段階の産業的諸条件のうちにあつては、労働力商品販売者の立場に徹するものにとつても職業別組合の限界を覚らざるを得なくなるのであり、ことに組合運動を一国の生産力の増強と調和させようとする社会政策思想家にとっては、その限界を看過できなくなってくる。関一(東京高等商業学校教授、社会政策学会員)と山県憲一(神戸高等商業学校講師、社会政策学会員)とは、組合の組織形態を職業別組合と産業別組合とにわけ、前者を高く評価しながらもその限界にふれている。⁽⁶⁾以下、関の主張にそつてその考えをおつてみよう。

「現今に於ては次の二種の制度を見る、即ち(一)同種類の職業に従事するものを結合するものと、(二)同種類の企業に従事するものを結合するもの是なり、……英国にては(一)の組織最も広く行はれ、米国に於ては近年(二)の組織起り、純然たる Trade Union に対して之を Industrial Union と称す。又独逸にては一時 Branchenorganisation と Industrieverbände との得失に関する争論盛なりしも後者の勢力盛なる傾向あり」

「職業組合は同一の職業的技能を有するものの組合なるを以て……企業者との對抗上特殊の利益あり。然れども之と同時に往時の同職組合 (Craft Union) と同様なる欠点を有するを免れずして、各組合は或職業に関する組合員の権利を主張し、之が為に紛擾を惹起すこと少からず。英国に於ては1890年代ティン河附近の造船所に於て職工組合間の仕事の分界に就て紛擾を生じ、屢々同盟罷業の原因となりたることあり」

他方、産業別組合にふれ、「此組織は同盟罷業の際に種々の便宜を有するは論を俟たざるべく、階級戦争の機関として労働者間の職業上の差別を認めず、労働者が一団として企業者と対立するを得べし」と評価している。ところでこの2種の組織形態の相違は「国情又は沿革等」の相違によるものであり、「一概に其得失を決すべからず」であるが、現実の展開において対立する両者の特質の相互浸透がみられることを指摘している。

注(6) 関、前掲書、下巻、309頁以下。山県、前掲書、37頁以下。

「英国の紡績工場に使用せらるる労働者は其作業の種類に依り各別の組合を設くるも、Cotton Workers' Association なる連合組合を組織し、各組合は夫々雇主と集合協約を取結び、且つ、各別の資金を有するも、一度必要起る時は共同して雇主に当るが如し。又独逸の事業組合の組織に於ても大組合は其内部に職業を基礎とする部会を設くるものあり、されば両組織は相互に他の制度の長所を採用し欠点を補ふを要するを見るべきなり」

このように、社会政策思想家のうちにおいてもイギリス型職業別組合への崇拜がゆらぎはじめ、独占資本主義段階の産業的諸条件に適合した形態の組織がもとめられるようになってきている。とはいえ、関、山県はともに社会政策思想にたつものとして、社会主義・サンディカリズムを組合の指導理念とすることを峻拒しつつ組合運動の意義を労働諸条件の維持・改善にもとめ、このような立場から新しい産業的諸条件に適合した職業別組合主義をもとめている。職業別組合については、その現実的な役割に着目しながらも、上述の立場から批判的に検討を加えているのである。山県は以上のような見地からウェッブ夫妻の定義⁽⁷⁾を援用し、補いながら、労働組合をつぎのように規定している。

「職工組合とは雇傭条件の維持若くは改善を目的とする職業別若くは事業別による賃銀労働者の永続的の団体なり」(強調は引用者による。なおこの箇所はウェッブ夫妻の定義に山県が附加したもの)。

労働組合の構造と運営とについては、おなじく関と山県とが論じているが、いずれも組合の効率的な運営と平組合員による管理との対立と統一を基軸に「産業民主制」の成長をみるウェッブ夫妻の研究⁽⁸⁾に大きく依存しており、ここでとくに取り上げるほどの内容と特質はない。労働組合運動のなかで労働者が自主的、民主的に自分たちの組織を運営できる能力を身につけることを重視している点を指摘するにとどめる。

(3)機能について

労働諸条件の維持・改善という目的を遂行するために、労働組合はどのような機能をもつのであろうか。桑田は、職業紹介と共済活動とによって組合員の団結と労働力供給の調整・規制をすることを基礎にして「職工組合ハ労働条件ニ関スル一定ノ準則ヲ定メ、組合員ヲシテ之ニ基キテ資本家ト労働ノ契約ヲ結ハシムルヲ常トス」と主張⁽⁹⁾しており、このかぎりでは労働力供給規制にもとづく組合による労働諸条件の一方的な規制をとく古典的職業別組合主義に立脚しているかのようにおもわれる。しかし、独占資本主義段階の産業的諸条件下にあっては、イギリスの職業別組合ですら一方的規制は困難となっており、団体交渉による^{バイラツラ}双方向的な規制によらざるを得なくなっている。桑田は、資本家が労働組合の定めた準則に従わないばあいには、「工場主ニ交渉シ協議ノ手段ヲ尽クシ已ムヲ得ザルニ及ンデ始メテ罷工ヲナス」と述べて、団体交渉を組合による一方的規制を

注(7) Sidney and Beatrice Webb, *The History of Trade Unionism*, 1894.

(8) ditto, *Industrial Democracy*, 1897.

(9) 桑田, 前掲書 345頁。

補完するものとしてとらえているが、一方的規制をなしうる基盤が失われている状況では、おのずから双方的規制を中核にすえざるをえなくなる。事実、日本の労働組合のあり方を論じた別の論文⁽¹⁰⁾においては、「労働条件ノ改良ハ労働者（文脈からいえば労働組合・引用者）ト資本家トノ協商ヲ俟ツテ始メテ行ハレルコト」と述べ、団体交渉を一方的規制よりも重視しているのである。しかし、団体交渉をその成果としての労働協約と明確に関連づけて論じているわけではない。いわば労働組合の定めた準則にもとづく契約から労働協約にもとづく契約にいたる模索過程にあるのであり、堀江、関もこの過程からぬけきっていない。

これにたいして、気賀は団体交渉による労働協約の締結を労働組合の中心的な機能として論じている。

「組合ヲ組織セル者ガ元来社会ニ其数少ナキ精練（熟練・引用者）労働者ニシテ企業家ノ之ニ依頼スルコト深キ場合ニハ、此制度（失業手当制度・引用者）ニ依リテ労働ヲ拒否セル僅数ノ労働者ニ給与ヲ与フルノ挙モ亦自ラ供給ノ減少ヲ惹起シテ、労働条件ノ改良ヲ促スノ功ヲ奏スルコトナキニ非ザル可キモ同職労働者ノ数多数ナル場合ニハ斯ル手段ハ到底屢々之ヲ実行シ得可キモノニ非ズ、從テ其効果モ決シテ充分ナルモノニ非ズ。是ニ於テカ労働組合ハ第二ノ手段（第一ノ手段ハ共済活動・引用者）トシテ一般ニ団体契約ナル契約締結ノ方法ヲ取ルニ至ル。団体契約トハ労働者ガ各自銘々企業家ト其契約ヲ締結スルコトヲ為サズ、団体トシテ企業家又ハ企業家ノ団体ト一般ノ労働条件ヲ協定スルヲ云フ。其普通ノ方法ヲ云ヘバ労働組合ノ当局指揮者先ヅ市場ノ形勢ヲ細心審査シテ、有利ナル労働条件ノ設定望ミ得可キヤ否ヤヲ究メ、若シ望ミ得可シト見ル時ハ即チ企業家又ハ其団体ト平和的協商ヲ試ミ、平和的協商望ナキニ至ル時ハ全団体ノ労働者ヲ督シテ同盟罷工ノ挙ニ出デ所望ノ条件ヲ強行セントスルモノナリ」

気賀はこのように労働諸条件規制の中心的方法が組合による一方的規制から団体交渉による双方的規制へと史的に推移していることを明らかにすることによって、桑田らのもつ不明確さ、混乱を克服し、団体交渉とその成果としての労働協約を適確にとらえ、それらを労働組合論のなかに明確に位置づけることができたのである。

このような考えは、社会政策学者のうちにしだいに一般化しはじめた。戸田海市（京都帝国大学教授、社会政策学会員）は「労働者団結権」について論ずるなかで、「軌近開明国ニ於」て労資双方がそれぞれに団結を強めており、「企業者又ハ企業者団体ト労働者団体トノ間ニモ一定ノ雇傭条件ヲ締結スルニ至ル。此集合契約ハ先進国ニ於テハ日々益發達シツツアリテ、学者ハ一般ニ社会問題ノ解決上比契約ニ嚮望スル所大ナリ」と述べ、その史的意義と重要性とを強調している。山県は「職工組合の標準労働条件は組合が単独にて之を定むることあり、雇主と協定して之を定むることあり」と述べているが、前者についてはほとんどふれず、後者の「集合協約」を「標準労働条件設定

注(10) 桑田熊蔵「本邦職工組合ノ前途」『国家学会雑誌』明治38年9月。『日本労働運動史料』第1巻所収。

の常態」となして、その全体にわたって詳細に論じている。

この労働協約を画時代的なものとしてとらえ論じたのは福田徳三（慶應義塾大学教授，社会政策学会員）である。彼は労働関係の本質的な変化を「労働契約より労働協約へ」としてとらえ、「文明国の二三」におけるその画期を「十九世紀の末年二十世紀の初年」にみている。彼によれば「労働契約の時代」では労資の法的な関係は労働契約であるにとどまり、法律はそれ以上に関与しないことを建前としている。ところで実際においては労働者は労働力という特殊な商品の販売者であるので取引上不利な立場にたつだけでなく、労働を行使する場において資本家より「人格の束縛」をうける。したがって、労働者は実力で資本家に対抗しようとし、資本家は実力でこれを抑圧する。そこで国家は私法で対処できないところを公法——より具体的には工場法，社会保険法など——でおぎなおうとする。しかし、この場合でもなお労働契約にもとづく関係がなお基礎にある。ところが19世紀末以降労働組合運動が発展し、労資の対立が激化したことにもとづいて、団体交渉，調停・仲裁，最低賃金法などによる協定——彼はこれらを一括して労働協約とよぶ——が一般化する。この場合には、労働契約は形骸化し、その実態は労働協約となる。そして法律的には、私法の欠陥を公法で補うことからさらにすすんで、私法の社会化がなされるようになる。すなわち、それは調停・仲裁法，最低賃金法であり、さらには今後実施されると考えられた労働協約の法制化である。

「今日の私法を根柢からして覆へして此労働協約をも法律上の原則として認めるやうになれば此弊害は無くなるのであって、私は予言者では無いが、他日必ず此法律がさう云ふ風になって来るであらうと断言する」

これが福田のいう「労働協約の新時代」であり、彼はさらにこの思想を発展させて新しい社会政策思想＝「生存権の社会政策」を構築してゆく。

日清戦後期においても、高野岩三郎や片山潜は団体交渉を組合の中心的な機能の一つとみていたが、彼等とても古典的職業別組合主義の影響から十分にぬけきっていたのではなかった。日露戦争後の時期にいたってはじめて、古典的職業別組合主義はもはや現行の産業的諸条件に適合しないものとされ、団体交渉による双方向的規制をとく、変容しつつある職業別組合主義があらたに受け入れられたのである。このような労働組合論の発展は、欧米諸国の労働組合運動において古典的職業別組合主義が後退し、団体交渉＝労働協約の占める比重が増大しているのを無視できなくなったことによるが、それはさらにこのことと関連して、日本の社会政策思想家の労働組合論の典拠が19世紀中葉のイギリスの古典的職業別組合をモデルにして構築されたルヨ・ブレンターノの理論から、労働組合の構造と機能との推移をさらに19世紀末葉の産業的諸条件の変化とかかわらせて論じたウェップ夫妻の理論へとしだいに推移しつつあったことにもよるのである*。

注(11) 福田徳三「労働契約から労働協約へ」大正2年4月，明治大学で講演。その速記録が『国家及国家学』誌にのせられ、さらに福田徳三『改訂経済学研究』大正4年，に再録されている。なお、彼は明治39年以降、労働協約について数多くの論文を発表しているが、いずれも上掲書および同『続経済学研究』大正2年，に収録されている。

社会政策思想家による労働運動論の展開（上）

* 時期的にみると、ブレンターノの *Die Arbeitergilden der Gegenwart. I. II.* が刊行されたのが明治4年、5年、*Die Gewerbliche Arbeiterfrage.* が明治15年である。他方、ウェップ夫妻の *The History of Trade Unionism* が明治27年、*Industrial Democracy* が明治30年である。ウェップ夫妻の労作はすでに日清戦後期に刊行されているのであるが、日本の当時の社会政策思想家たちがそれを評価するにはあまりにも新しすぎる労作であり、ことに同夫妻がフェビアン社会主義者であったからなおさら評価には手間どったであろう。したがって日清戦後期には、時期の点からも、社会政策思想としての親近性の面からも、日本の社会政策学者はその労働組合論をおもにブレンターノによったのである。

労働組合論の以上のような推移は、また古典的職業別組合の制限的慣行へのきびしい批判としても示される。これをもっとも徹底して論じているのは山県である。彼は「作業速度の制限」「労力節約の妨害」「徒弟制度」「職業の独占」などに制限的慣行をみているが、本稿ではとくに徒弟制度についての彼の考えをみておきたい。ここでいう徒弟制度の問題とは、職業別組合がその職業における労働力の質と量とを規制して組合の定めた賃金その他の諸条件の水準を維持するための手段としてこの制度を用いることの当否の問題である。組合による同制度維持を基本的に肯定するブレンターノ説とそれに反対するウェップ説とを紹介し、またブレンターノ『現今の労働者ギルド』刊行の時点=1872年からウェップ夫妻『産業民主制論』刊行の時点=1897年への過程において同制度を維持する組合数が減少している事実を指摘したうえで、ウェップ説を支持してつぎのように述べている⁽¹²⁾。

「徒弟制度は工業教育法として現代の要求に應ぜざるのみならず、一国労働者の労働効程を減少するの虞あり。其の理由は、

- 1 徒弟制度は競争の範囲を縮小し、適者を競争場裡外に駆逐す。
- 2 徒弟制度の下に於ては職工は職を失ふ危険少きを以て技術を錬磨せず、怠惰に流れ易し。
- 3 徒弟制度は労働者数を制限するを以て、企業の拡張を妨げ、大経営の利益を受くる能はざらしむ」

「労働効程の増進を伴はざる労働者の地位の向上」は許すべきではないという「社会政策」の立場から、徒弟制度は「労働者の労働効程の発達を阻害する危険大なる」ので「吾人は職工組合の此手段を排斥し、現今の組合が多く之を採用せざるを喜ぶものなり」とまで断言している。

日本の社会政策思想家は、徒来から労働組合の活動が生産力の増強と矛盾しないで、むしろそれを促すことを強調しており、したがって古典的職業別組合の制限的慣行を支持したことはなかったが、組合の維持する徒弟制度については、その職業教育的な意義を積極的に評価し、また労働者の過当競争抑制の効果をとくものが少なくなかった。山県はその職業教育的な意義をも否定したのである。しかし、彼は制限的な慣行には反対しているが、職業別組合主義そのものを否定したのではない。職業別組合が育ててきた失業手当をふくむ共済制度、職業紹介制度などを高く評価している。とはいえ、それらを社会政策的見地から検討し、政府の政策によってそれらを補整し、補強す

注(12) 山縣, 前掲書 92頁。

るようにとくことを怠たっていない。

組合の政治活動についても、この時期に積極的に論ぜられるにいたっている。資本主義体制変革を意図する政治活動をすること、政治活動を組合の中心的な機能にすることには反対するが、組合の経済活動を推進するのに有利な立法を獲得するための活動は組合の重要な機能の一つであるとする。具体的な活動として、気賀は「組合ノ発達及ビ行政ニ便利ナル立法又ハ行政ノ措置ノ為ニ尽力スルコト」「労銀、労働時間、労働(者)ノ健康、不健康、経営ノ設備、工事監督者対労働者ノ関係等」の改良に関する「立法及ビ行政ノ施設」を実施させるように尽力することを挙げている。また関は、組合が「議会に代表を送り、相当の方法を以て組合員の利益を保全せんとするは当然」と述べている。このように労働組合の政治活動に一定の意義づけを行なっているが、そのよりどころは1860~70年代のイギリスのT.U.C.による政治活動にあり、20世紀初頭のイギリス労働党結成へと導びく諸情勢については、時論による論及はあっても理論的な解明はなおなされていない。

(4) 組合の起源について

労働組合研究の発展につれて組合の本質を史的に究明する方向に関心が示され、より直接にはブレンターノ説へのウェッブ夫妻の批判に啓発されて、労働組合の起源についても考察がなされるようになった。関はこの問題についての対立する諸見解を簡単に紹介するにとどめているが、山県はそれらを綿密に検討したうえ、みずからの見解を示している。⁽¹³⁾

まず、「職工組合はギルドの後裔なり」——それは前者が直接に後者から転化したという意味ではなく、「此等二箇の団体が同一の事情の下に同一の目的を以て発生したるのみならず、其の組織に於ても亦相類似する点多きを以て斯く称する」——となすブレンターノ説を詳しく紹介している。ついでこれにたいして、労働組合をギルドの後身とする歴史的根拠はまったくなく、また類似点をもとめても「生活標準の擁護」を目的としたという以外に共通する点はなく、ことにギルドの中心をなしているのは「資本を擁し生産物を売って生活を営む親方なる階級」であるが「職工組合は……雇主の下にある賃銀労働者の組合」であるという決定的な相違を看過しているとして、ブレンターノ説をきびしく批判するウェッブ説を提示している。そして山県は、ウェッブによる批判を部分的にみとめながらも、ブレンターノがギルドと労働組合との構成員の階級的性格の相違を無視したわけではなく、彼が労働組合の前身としてとくに注目していたのは、ギルドそのものよりも「クラブ・ギルドの末期」にイギリスにはなかったが大陸諸国には存在した恒常性をもつ「職人組合」——親方になる機会を奪われ、事実上賃金労働者となった職人の利益団体——であったと強調している。

山県はみずからの見解として、労働組合成立の第1の条件として「賃銀労働者なる新階級の存在」

注(13) 山県、前掲書1頁以下。なお、ウェッブ説は前掲の『労働組合運動史』、ブレンターノ説は *On the History and Development of Guilds and the Origin of Trade Unions*, 1870.による。

を挙げているが、この新階級は「工場制の採用」によってその形成を促されるとはいえ、それ以前にも「賃銀労働者なる終身的新階級」が存在する——企業内分業にもとづく親方へ昇進できる職種の特定化、親方になるための専門的知識の増大、「原料及び器具の高価」による親方への道の狭隘化による——、したがって「工場制の採用」以前に労働組合が成立できるとなしている。そこで、組合成立の第1条件を彼の言葉でまとめると、つぎのとおりである。

「職工組合の発生には第一に賃銀労働者なる新階級の存在を前提とするものにして其の主たる目的は職業的利益の擁護に在るなり。此点に於て職工組合はクラフト・ギルドが工業なる職業と其の起源を俱にし、職業に関する利益の進歩を主とせると酷似するものと云ふべきなり」

さらに第2の条件として、労働者としての自覚——「其の階級に共通なる運命」の自覚——とさらにひろく「人格の自覚」——「主従の温情」にひかれず対等的人格として使用者に「自己の権利を主張」できるような自覚——を挙げている。

山県は労働組合の起源を本格的に論じたはじめての日本の社会政策思想家であり、ブレンターノ、ウェッブ両説に学びながらそれに追従することなく、みずからの見解をうちだしたのであって、その業績は高く評価できよう。しかしながら、労働組合の起源は各国の産業資本主義の形成の特質に規定された賃金労働者の形成の特質に応じて多様であるから一概に論ずることはできまい。それにもかかわらず諸見解の対立をみるのは、それぞれが規範的と考える労働組合像の有効性をその歴史的現実性によって裏打ちしようとしたことによるのであろう。山県もその例外でないことは、彼が前述の「職工組合の起点二つ」を日本の現状における組合形成の条件としても論じていることからもうかがえよう。このようにみると、彼は生産力の増大と労働組合運動とを調和させようとする立場から組合の制限的慣行に反対し、19世紀末葉以降の産業的諸条件の変化に適合する組合運動を追求し、そのかぎりでは産業別組合へも一定の理解を示しているが、やはり職業別組合主義——固定的なものではなく流動的なものとしての——を本源的なもの、規範的なものと考えていたといえることができる。多くの点においてウェッブ夫妻によるブレンターノ批判に同意しながらも、あくまでも資本主義体制内の改良をとく社会政策思想家としての立場から、資本主義により親和的な職業別組合主義にウェッブ夫妻よりもつよい親近感をもったのである。

ところで日本における賃金労働者の形成は、クラフト・ギルドや職人組合の伝統とは多く断絶した状況でなされ、職業的利益にもとづく労働者の団結を容易にするものではなかった。この意味において、山県の労働組合論はその現実的な有効性についてなお問われるべき多くの問題をのこしている。

2 日本の労働組合運動について

社会政策思想家による労働組合研究は、一般的な理論と欧米諸国の組合運動との研究にとどまる

ことなく、日本における労働組合運動についての研究にまでおよんでいる。それは、まず日清戦後期の労働組合運動を検討することからはじまる。この点については、すでに明治34年に鈴木純一郎が社会政策学会の例会で報告をしているが、その内容は明らかではない。⁽¹⁴⁾これを論文によって究明しているのは、桑田が明治38年に公けにした「本邦職工組合ノ前途」⁽¹⁵⁾である。

桑田は前節で明らかにしたような労働組合論を述べたのちに、イギリスの職業別組合を規範として日清戦後期の労働組合運動を批判し、日本における現実的な諸条件のなかでこのような規範的な組合をどのように確立していったらよいかを明らかにしようとする。

まず労働組合の基本的性格について、

「職工組合ハ資本家ニ対シ反抗ノ地位ニ立ツ可ラズ而シテ又隷属ノ関係ヲ保ツ可ラズ此二者ノ間ニ在リテ中庸ノ途ニ依ルコトハ職工組合ノ必訣ト云フベシ」

彼は労働組合が労働力商品販売者的な立場に徹することを主張しているのであり、この立場から一方では反資本家的組合を、他方では資本に隷属的な組合を批判している。資本家に反抗的な組合＝「社会主義ノ組合」の例として労働組合期成会鉄工組合を挙げる。

「鉄工組合ノ如キハ社会主義者ノ鼓吹ニ依リテ起リタルモノニシテ歐洲各国ニ於テ社会党ノ機関タルモノト其成立ノ状態ヲ一ニセリ從ツテ資本家ニ対シ反抗シ気焰ヲ高メ階級軋轢ノ念ヲ強クスルコトニノミ汲々トシ組合事業其物ニ就テハ見ルベキモノナシ」

鉄工組合を社会主義にたつ組合とみるこのような主張は当を得ないであろう。桑田は、社会主義を積極的に主張しはじめた片山とみずから対決するようになったこと、片山が鉄工組合の指導者の1人であったことから、この組合への上記のような「断罪」を行なったのであろう。結成時の鉄工組合は労資協調——片山にあっては労資の「真正の調和」——をとんでいたし、片山が積極的に社会主義を主張するようになってもただちに鉄工組合が社会主義を志向したわけではない。強いてそれをもとめれば、この組合が形式的には存続したが実質的には崩壊していた明治34年以後の時期であろう。ここでは桑田の強い反社会主義的思想と心情をのみ読みとるべきである。彼が社会主義に反対したからといって資本家に隷属する組合をもとめたわけではない。隷属的組合としてフランスにみられる「労働者ト資本家トノ共同ニ成ル混合組合」を挙げて批判し、その日本における例を活版工組合にみている。

「活版工組合ノ如キハ資本家ノ保護ニ依ツテ成立シ事業ノ経営ハ労働者資本家ノ共同ニ委スル

注(14) 鈴木純一郎「我国労働運動の沿革——特に、労働組合期成会及び鉄工組合に関する関歴」明治34年1月18日、社会政策学会例会における報告。坂本武人「社会政策学会の成立と発展——第一回大会までの経緯——」(高橋幸八郎編『日本近代化の研究』(上)、昭和47年、所収)による。なお、この年には社会主義者の片山潜、西川光次郎による『日本の労働運動』が刊行されている。

(15) 桑田熊蔵「本邦職工組合ノ前途」『国家学会雑誌』明治38年9月、『日本労働運動史料』第1巻所収。なお、この論文の要旨は桑田の前掲書にくみこまれ、また「日本将来の職工組合」として『労働及産業』(友愛会機関誌)大正4年1月号に掲載されている。

社会政策思想家による労働運動論の展開（上）

ノ傾アルガ故ニ自然ニ資本家ニ屈従スルコトトナリ組合ノ本色ヲ發揮スル能ハザリシコト猶ホ
仏国ニ於ケル事例ト其趣ヲ異ニセス」

そこで、資本家の保護によらない、組合に組織された労働者たちの自主的な事業について検討する。労働諸条件の維持・改善を図ることは組合の重要な事業である。しかし、そのためには労資の「協商」が必要であり、「協商」において労資が「対等互角ノ勢力」をもつことが前提条件となる。また「協商」が成立しない場合には労働者は「同盟罷工ナル最後ノ手段」に訴えなければならなくなるが、ストライキを行なうには強固な団結、充実した「財力」、すぐれた戦略・戦術が必要である。ところが、これらは「決シテ発達ノ幼稚ナル本邦職工組合ノナン得ベキコトニ非ザル」ことである。このように判断して彼は労働諸条件の維持・改善を将来の事業とし、そのための地歩を固める当面の事業として「労働保険」「労働紹介」を挙げる。ここでいう労働保険とは組合の共済活動のことであり、「我国職工組合ノ経営スベキ保険」として「疾病及ビ軽易ナル業務災厄」「業務以外ノ災厄及ビ出産死亡」への手当支給を、またその付随事業として病院、医師との特約を挙げている。老齢手当など（失業手当もふくむのであろう）は組合の能力を超えるものとして挙げられていない。職業紹介については、紹介者としての組合の信用を得るために組員資格の設定——「已ニ徒弟年限ヲ終了セルコト」「一定ノ年限以上職工ノ業ニ従事シタルコト」など——が必要であるとしている。以上の考察から明らかなように、彼が規範としたのは、団体交渉による労働諸条件の維持・改善を「臨時事業」となし、共済活動、職業紹介を「平時事業」となす職業別組合であり、実力のなお十分ともなわない日本の組合が当面取組むべき事業として後者を挙げているのである。

つぎに、組合の運営について、

「職工組合ノ統率者ハ労働者ヨリ出ヅルヲ要ス若シ然ラズシテ労働者以外ノ人ガ組合ヲ統率スルトキハ設令ヒ労働事情ニ精通セルモ其思想ヤ其感情ヤ労働者ト同一水平線ニ立ツ能ハザルノ結果トシテ到底組合ノ前途ニ横ハル所ノ種々ノ難局ニ処スルコト能ハズ其発達ハ得テ期スベキニ非ラズ」

労働者が自主的に運営するイギリスの組合が盛んであり、「労働者以外ノ人」が統率する場合の多い——「社会主義ノ組合ノ如キハ殊ニ其ノ然ルヲ見ル」——「大陸諸国」の組合が不振であることをその例証としている。また日本の例としては、日鉄矯正会は「一異例」であって、鉄工組合は片山潜を、活版工組合は島田三郎を指導者としていたことを批判的立場から指摘している。

しかしながら、なお自覚の不十分な「我国現時ノ職工」が「自動的」に組合を組織し運営することは「不可能事」であるので、「我国社会改良家が彼等ヲ鼓舞奨励シ組合発生ノ機運ヲ作ルハ当然ノ任務ヲ果スモノ」であるのとく。そうではあるが、「社会改良家」は「組合ノ経営ニ関シテハ之ヲ彼等（労働者・引用者）ノ自営ニ一任シ唯間接ニ之ヲ保護スルヲ以テ満足セザル可ラズ」という限定を与えている。労働者が組合を自主的に組織し運営できるようになるまでの「社会改良家」の積

極的な役割りをとく点においてかつての高野房太郎の主張⁽¹⁶⁾をつぐものであるが、高野が当座における開明的有識者の重大な役割りにもっぱら力点をおいていたのにたいして、桑田は労働者による自主的な運営の方へ力点をいくらかすすめている。これは、漸進的ながら労働者の知識水準の向上、組織活動の経験の蓄積がみられたことを反映するものであろう。桑田はさらに組合活動のリーダーシップを職長層にもとめ、つぎのように述べている。

「彼等（労働者・引用者）ノ間ニハ已ニ工場ノ技手タリ職工長タリ頭目タリ其威望ハ数百ノ職工ヲ庄スルニ足り其材幹ハ優ニ組合ノ事務ヲ管理スルニ余アル者ナントセズ是等ノ人ヲ抜イテ委スルニ組合ノ統率ヲ以テセバ或ハ艸創ノ際多少弊害ノ起ルヲ免レザランモ善ク之ニ堪ヘ数年ヲ経過セバ其効ヲ収ムルコト難キニ非ルベシ」

彼は高野よりは現段階における労働者の自主的組織能力を高く評価していたが、その信頼はなお職長層までにとどまっていたのである。

組織運営についてはさらに日清戦後期の活動を分析し、問題点として、「役員ノ競争」と「会計ノ紊乱」を挙げている。前者については組合員間における役員ポストをめぐる競争がはげしく、その弊害を防ぐために組合は「会頭、幹事、委員等」の数を不必要なまでにふやし、「無益ノ出費ヲナサザル可ラズ」という事態を招いたことを指摘している。後者としては、組合費滞納、不十分な救済規定の施行、収入にたいする支出の過多、役員賃金の過大、「組合事業其物ヨリモ却ツテ事業執行ノ費用ニ多額ノ出費」を挙げ、これらは「幾多ノ失敗」「多年ノ辛酸」を経てはじめて克服できると述べている。

最後に立法による誘導について、

「今若シ職工組合法ヲ制定シ組合ノ事業組合ノ活動ニ就キ以テ則ルベキ標準ヲ示シ又特定ノ条件ヲ充タシタ場合ニ相当ノ保護ヲ加フルコトトセバ職工組合ハ之ガ刺戟ヲ被リ長足ノ進歩ヲナス敢テ難シトセザルベシ」

このように労働組合法の必要をとくのであるが、労働組合運動の展開に先立ってこの法律を制定することは「大早計ノ譏ヲ免レ」ないけれども、日本人のうちには「政府万能ノ思想尚ホ行ハレ社会有識者ガ千万言ヲ費ヤスモ未ダ人心ニ浸漸セザル事ニシテ一片ノ法令ノ為メニ忽チ天下ヲ動カスコトナシ」としないのであり、それは「必要ノ方便」であると主張する。このように労働組合法の先導性を主張する点において、ふたたび高野房太郎の考えと一致している。桑田はまた工場法の規定する労働時間その他の諸条件が労資の交渉をにつめるさいの一つの指標になる——「例ヘバ労働時間ニ関シテ組合ハ十時間ノ制限ヲ要求スルトセンニ法律ニ於テ已ニ十二時間ノ制限ヲナシタル場合ト法律ハ之ヲ無制限ニ放任シタル場合」とでは大いに異なる——ことを主張しており、労働者保

注(16) 高野房太郎の労働組合論については 池・信「高野房太郎と社会政策思想」『社会科学論集』昭和47年3月、を御参照いただきたい。

社会政策思想家による労働運動論の展開(上)

護法によって労資の交渉妥結の内容を間接的に導いてゆく意図を示している。

以上が桑田の日本労働組合運動の特質と今後の方針についての見解の要点である。労働者が労働組合——それは職業別組合主義を規範とする——を自主的に組織し、運営できるにいたるまでの「社会改良家」および「職工組合法」の先導的な役割りを強調する点において、日清戦後期における高野房太郎の主張をつぐものである。しかし、「社会改良家」の役割りにいっそうの限定をくわえ労働者による自主的運営をより強調している点において、いっそう進んだ主張となっている。しかし他方において、職業別組合を結成できる産業的な基盤は日清戦後期よりもいっそう失われているので、職業別組合主義の主張はいっそう現実性を失っている。したがって、後節において詳論するように、友愛会を結成し指導した鈴木文治は桑田の主張から多くを学んではいるが、現実運動をすすめるうえにおいては、なお異なった理論を必要としたのである。

山県も前掲書において、日本の労働組合運動の歴史と今後の方針についてふれている。歴史については桑田よりは客観的に、そしてやや詳細に紹介しているが、今後の方針をもふくめて基本的には桑田と同一の立場をとっている。山県のとくに新たな論点は、「欧米の職工組合に倣ひて組織せられたる組合」=鉄工組合・活版工組合などと区別して、「日本在来の同業組合より発達せるもの」を挙げていることである。後者については、明治21~2年ごろ結成されて当時なお存続していた「石工二十一組合」をその例として挙げている。そして、この組合が使用者(請負業者)団体である石工組合との間に賃金協定を、さらにクローズド・ショップ協定(明治44年9月以降)を結んでおり、形式的にはすすんだ職業別組合となっているが、その内実は「石工二十一組合」の役員が仕事をさらに組合員に下請負をさせてその賃金の上前をはねて大きな内紛をひきおこしており、労働組合としての実質を欠いている、と指摘している。彼が「日本在来の同業組合より発達せるもの」に着目したのは、前節に述べた彼の労働組合起源論にもとづいてのことである。しかし、この点における追究は、上掲の組合の紹介と批判以上にはすすめられていない。山県はさらに新たに結成された友愛会についてもふれ、「職工組合としての活動は未だ見るを得」ないが、この団体は労働組合を指向しており、その方向にむかって健全な発達をとげていると評価している。

なお、ここで社会政策思想家による日本の消費組合運動についての実証的研究が、この時期になされていることに注目しておきたい。その一つは、東京高等商業学校調査部『消費組合ノ調査』明治45年、であり、いま一つは高野岩三郎「本邦ニ於ケル消費組合」『国家学会雑誌』大正3年6, 7, 8月、である。前者は明治43年から44年にかけて、東京、大阪、京都、神戸における消費組合運動の実態を調査したものをまとめたものであり、その結論においてロッチデール原則を規範としながら、日本の組合運動のおもに運営上における問題点を明らかにしている。後者はドイツの社会政策学会が日本をふくむ世界各国の消費組合の調査を行なうようにきめたことをきっかけにして、高野が産業組合法適用下の購買組合について分析したものである。組合構成員の階級・階層的基盤の

解明に重点をおいて綿密に分析を行なっている。

つぎに、日本における労働組合運動の産業的基盤の特質についての論及を考察する。この点についてももっともすぐれた分析をしているのが、明治45年なかごろのものと推定される桑田のドイツ語でかかれた論文「日本の労働運動」⁽¹⁷⁾である。

桑田は明治42年度の統計にもとづいて、日本でも工業化がすすんでいるが、原動機を採用する工場がなお少なく、小規模工場への労働力の分散がなお高いことを明らかにしている。ことに製糸工業、織物工業に注目して、これらの産業においてなお小企業、家内工業が支配的であると指摘している。このようになった理由を二つあげ、第1は一般的な理由として「資本不足、技術進歩のひくさ、販路のせまさ」すなわち「日本の経済的、工業的後進性」をあげている。第2は日本に特有な理由として、農業において大借地農、大地主が比較的になく小規模の小作農(Teilpächter)と自作農(bauerlicher Eigentümer)が多く、多くの工業——とくに製糸と木綿織物——は後二者の農民によって副業として営なまれていることをあげている。「彼等の低廉な労働と彼等自身によってつくられた廉価な原料(たとえば繭)があるかぎり、大企業がそれらを根絶する兆はまったくない」のである。そこで、「日本の農業制度が不変のまま、自作農、小作農が存続できるならば、多くの工業的活動は、これらの階級の副業としての性格をもちつづけ、工業的小経営と農業的小経営は手をたずさえてすすむ」となし、このような状態では労働者階級の階級意識は弱く、階級闘争は緩慢にしか発展しないと述べている。

彼はさらに工場労働者の性別構成の国際比較を行ない、日本では欧州諸国にくらべて女子労働者の占める比率が格段に高いことを指摘している。その理由として、女子を多く雇用する繊維工業労働者の全工場労働者中に占める比率が、そしてまた繊維工業労働者中に占める女子労働者の比率が、欧州諸国にくらべて一段と高いことをあげている。ところで欧州諸国においても女子労働者の組合組織率は男子のそれにくらべて低い、日本の繊維工業では女子労働者は「結婚前のほんの数年だけ労働に従事するのが普通」なのであって、賃金労働者としての意識はさらに低くなっていると述べている。しかし、今後は製鉄業、機械工業が成長して漸次男子労働者の比重を増大させ、また絹織物業をのぞく繊維工業においても男子労働者の占める比重が大きくなるであろうと述べ、労働運動への期待をここにつないでいる。

彼はさらに労働政策にもふれ、工場法が公布されてはいるが施行されていないため、女子労働力の使用が無制限になっていること、治安警察法が労働運動の発展を阻害していることを指摘している。

社会政策思想家による日本の労働組合運動の研究が、現実展開された運動の分析にとどまるこ

注(17) Die Arbeiterbewegung in Japan. 桑田一夫編『桑田熊蔵遺稿集』昭和9年所収。この論文は呉海軍工廠争議(明治45年3~4月)にふれているが、友愛会(同年8月結成)にはふれていないことから、明治45年中ごろに執筆されたものとおもわれる。

となく、日本における組合運動不振の原因を究明することをあわせて、その産業的基盤および労働政策との関係を解明するところまで進んできていることは注目に値しよう。なお、山県も前掲書においておなじアプローチをこころみているが、桑田の研究をぬけてるものではない。

以上は日本の労働組合運動およびその産業的基盤についての分析であるが、社会政策思想家の多くは、さらに時論として日本における労働組合の緊急の必要をといている。足尾銅山大争議（明治40年2月）にさいして、桑田はストライキが労働力商品販売上の「商略」にすぎないと指摘して、それを「一種の罪悪」とする資本家、政府当局者をつよく批判し、「同盟罷工をして平和なる労働運動となすの力」をもつ「職工組合」の必要をとき、組合の発達が「我国社会改良上急要なる」ことを強調している⁽¹⁸⁾。

明治44年から45年にかけて東京市電争議、呉海軍工廠争議、日本郵船争議などが注目されたが、これにさいして多くの社会政策思想家が発言している。社会政策学会第2回地方講演会（45年5月5日、大阪）において各論者がストライキへの強い関心を示し、気賀、桑田が労働組合の必要をといている⁽¹⁹⁾。また『新日本』誌は同年5月号に永井柳太郎（早稲田大学教授、社会政策学会員）の労働組合必要論をのせ、さらに7月号において「職工組合の設立は奨励すべき乎」を特集して、荘田平五郎、井上辰九郎の反対論とともに堀江、関の賛成論をのせている⁽²⁰⁾。気賀、堀江、永井らは資本主義経済における労働組合・ストライキの必然性をとき、「主従の情誼」論の時代錯誤であることを指摘し、工場法では賃金その他の労働諸条件をめぐる労資の対抗に対処できないとして、ストライキをもっとも合理的に行きする——無用のストライキをさける——役割りをはたす労働組合運動の必要を強調している。関は労働組合が労働諸条件の維持・改善に有効であるだけでなく、「労働効程の増加」を促して資本家、消費者の利益をむしろ増進すると述べ、組合の教育活動の意義を高く評価し、組合運動を「優秀の技能を有する労働者を作り出す」という生産政策的見地をうちだしながら、組合結成の必要をといている。

このように多くの社会政策思想家が日本において労働組合を結成する緊急の必要をといたことは、新たに労働者団体を結成しようとした鈴木文治をはげましたことはいうまでもない。彼は、彼等の主張に学びつつ、なお独自の労働運動論を構築しながら友愛会を結成してゆくのである。

3 鈴木文治の労働運動論

大正元年8月1日に友愛会が結成されている。この会は初期には労働組合としての現実的な機能をはたすものではなかったが、労働組合を指向する労働者団体であり、急速にその組織を拡大しながら、漸進的に労働組合へと成長していった。この会は日清戦後期の労働組合期成会とともに日本

注(18) 桑田熊蔵「同盟罷業と職工組合」『国民経済雑誌』明治40年5月。桑田一夫、前掲編書所収。

(19) 「社会政策学会第二回地方講演会記事」『国家学会雑誌』明治45年7月。

(20) 永井柳太郎「労働組合論」『新日本』明治45年5月。特集「職工組合の設立は奨励すべき乎」同誌、同年7月。

社会政策思想家による労働運動論の展開 (上)

の労働組合運動の起点としての意義をもつのであるが、いずれも社会政策思想家による指導を、その成立の契機としていることが特徴的である。友愛会は社会政策思想家である鈴木文治が組織し、指導した団体であり、多くの社会政策学者が彼をたすけたのである。

鈴木文治 (1885~1946) は、明治42年7月に東京帝国大学法科大学を卒業し、印刷会社秀英社社員、東京朝日新聞社会部記者をつとめたのち、明治44年に日本ユニテリアン教会にはいって、その機関誌『六合雑誌』の編集、同教会会堂「惟一館」における社会事業に専心した。この会堂が東京三田の工業地帯にあったことから、労働者むけの事業として「労働者講習会」を行なうことになったが、この会合を重ねるなかで将来「労働組合又は共済組合」となることを指向する労働者の組織の必要を感じ、大正元年8月に友愛会を結成した。⁽²¹⁾ この会を結成するにさいしては、明治44年から45年にかけての一連の争議を契機にしてなされた社会政策思想家による労働組合必要論に励まされたことはいうまでもない。友愛会結成と同時に桑田を顧問に、堀江、関、高野らを評議員に迎え入れ、「社会政策学会の会員諸氏の同情も盛んである」と述べたのは、社会政策思想との明白なつながりを示すものである。⁽²²⁾ 労働組合のすぐれた研究者であった山県も、積極的に鈴木をたすけている。

鈴木は社会政策思想家たちの援助を受け、また彼等の主張から多くを学んだが、大逆事件後の労働運動をめぐるきびしい状況などから判断して、彼等のとくような労働組合をただちに組織することは困難であると考え、「暫らく友誼的共済的又は研究的の団体で満足」⁽²³⁾しようとした。とはいえ、このような暫定的な団体で満足するにしても、それを存立させ発展させるためには、労働者にたいしてだけでなく、社会——とくに政治家、官僚、資本家——にたいしても、それを正当化する理論なりイデオロギーなりが必要となる。これは桑田らの理論からただちにそのすべてを得ることができなかったので、友愛会の結成、発展のための実践にたずさわるなかで、みずから形成してゆかなければならなかった。その結果形成された彼のイデオロギーは、日清戦後期における片山潜の「真正の調和」⁽²⁴⁾論にいちじるしく類似したものとなっている。以下、友愛会初期における鈴木の労働運動論の展開を詳しくおってみよう。なお、初期においては鈴木はこの団体においてとびぬけて指導的な地位にあったので、この会の綱領、機関紙『友愛新報』の論説は彼の筆になるもの、ないしは彼の考えを反映したものと判断して論をすすめる。

友愛会の綱領は、(1)相互扶助、(2)識見・徳性・技術の向上、(3)協同の力と着実な方法による地位の改善、をうたっているが、これだけでは分明でないので、『友愛新報』所載の「友愛会とは何ぞや」と第2号論説「資本と労働の調和」とから、その主張をうかがってみよう。「大正の時代」は

注(21) 友愛会結成にいたるまでの鈴木の実歴および思想形成については、松尾尊発『大正デモクラシーの研究』昭和41年、に詳しい。

(22) 「会報」『友愛新報』創刊号。なお同紙は総同盟五十年史刊行委員会編『友愛新報集成』昭和39年、として復刻されている。

(23) 鈴木文治『労働運動二十年』昭和6年、54頁。本書も上掲委員会によって復刻されている。

(24) 池田信「片山潜における労働運動論の展開」『社会科学論集』昭和46年12月、を御参照いただきたい。

社会政策思想家による労働運動論の展開（上）

「特に殖産興業の方面に於ては、今後我等の力に俟つべきもの決して少くはない」のであり、「自ら起つは自ら尊ぶ所以」という立場から、「本会は、我等同じ労働社会に生活して居る者が、互に相携へて、見聞を広め、智識も研ぎ、道徳品性の修養をも図り、且つ互に相扶け相親睦して、小にしては相互の地位の向上を求め、大にしては進んで我等の力作を通じて、社会国家に尽す」ことをとく。すなわち、日露戦争以後の工業の発展——工場規模の拡大、新しい生産方法・組織の導入など——に主体的・積極的に適合するための生産者としての自己形成を自主的組織による教育活動をつうじてなすことによつて、日本の国家・産業の発展に貢献し、あわせて自分たちの状態を改善しようとする。さらに「生産は資本と労力と相結合して、初めて出来るものである」という見地から、「資本と労力とは、相親むべきものと主張する。これは片山の「真正の調和」論とおなじく、分配主義的労資協調論とは区別されたものとしての生産主義的労資協調論とよぶべきものである。社会政策学者の多くが労働組合運動による労働諸条件の維持・改善が、結局は生産力の増大と矛盾せず、むしろそれを促進し、また労資の調和を強めるととくのにたいして、生産主義的労資協調論は、まず生産者としての自己形成とそれをつうじての生産力増大への貢献をとき、ついでそれを基礎としての労資調和と労働者の地位向上をとくのである。日露戦争後の急速な工業化の進展にどのように対処したらよいか悩んでいた労働者にとって、また生産力増大と労資協調の新しい方法をもとめていた開明的な政治家・官僚・資本家にとって、後者は前者よりも受け入れやすいものであった⁽²⁵⁾。この生産主義的労資協調論は、あたかもシンフォニーが主題である旋律を反復しながら展開するようになり、大正5年ごろまでの鈴木⁽²⁵⁾の主張においてしだいにその内容を豊かにしながら反復されてゆくのである。

その第1の展開は、大正3年なかごろにおける『友愛新報』3号にわたる論説にみられる。まず「労働者より資本家へ」（5月15日号）において、労働者の要求として利益分配制度、「職工奨励法」（年功加俸、養老年金制度）、公正な職工採用制度（情実廃止、実力試験）、職員と同一の待遇、などをあげている。ついで「資本家より労働者へ」（6月1日号）において、資本家の要求として技術の向上、工場規律の順守、企業への定着・忠誠心などをあげ、最後に「資本と労働との協力」（6月15日号）において、労資が双方の要求を尊重することによつて「完全なる調和協力」は可能であり、この調和が生産の向上に役立つと主張している。ここに前述の主題がいっそう具体化されているのを見るのであるが、ここで示されたいずれの要求も、独占的大企業がのちに採用した労務管理の内容を示唆するものであったことは、注目に値しよう。

第2の展開は、『友愛新報』の後継誌『労働及産業』の大正3年末から4年はじめにかけての論説⁽²⁶⁾にみられる。まず「日本労働者の長所短所」（大正3年12月号）において、鈴木は友愛会の活動、争

注(25) この点については、池田信『日本機械工組合成立史論』昭和45年、を御参照いただきたい。

(26) 本稿で論及した『労働及産業』の論説は、すべて鈴木⁽²⁵⁾の署名のあるものである。なお、同誌は上掲委員会と大原社会問題研究所との共編で復刻されつつある。

社会政策思想家による労働運動論の展開（上）

議の調停などの経験をとおしてみた日本の労働者の国民的特質を列挙する。工場労働者として村落共同体の殻から抜けでることを余儀なくされているものの、労働力商品販売者の意識としての規定性をもつ近代的個人主義をなお確立していない日本の労働者の思想・心情の特質を生産主義的労資調和論というプリズムをとおしてではあるが、興味ぶかく分析している。その内容については本稿第2部で詳しくふれることにする。つぎに「労働指導者の教育」（4年1月号）において、「最近三年間に大小十三四回の同盟罷工の調停を試みたが、殆んど其八九分通迄が、直接に技術家と職工との意思感情の疎通を欠いて居ることが原因」であるとの考えから、職員層教育の必要を論じている。職員層と職工層とが相互に閉鎖的な集団であり、職員である技師は実地の作業と労働者の心情にくらく、さらに職工にたいして特権的、差別的な態度にでることを指摘して、技師にたいして「技術を以て職工の模範となり指導者とならんこと」、「其人格を以て部下を導くこと」をもとめている。さらに「資本家は自ら覚るべし」（4年2月号）において、桑田のとく社会政策の3方針——「一は国家が其法律制度の上よりするもの、二は労働者が自助的方法を以てするもの、而して三は資本家工場主が進んで其職工待遇設備を整へるもの」——をあげ、この第3のもの必要について論じ、模範的な企業内福利制度を採用している企業として「アッベ教授のツァイス工場」「新田氏の……製革工場」をあげてそれを紹介している。以上において、主題が独占的大企業の諸条件に適合した姿でいっそう具体的に論ぜられているのを見ることができよう。

第3の展開は、大正5年にはいつてからの論説においてなされる。「労働者自覚論」（4月号）において、鈴木は福田徳三の「生存権の社会政策」論⁽²⁷⁾に学びつつ、従来の主張に加えてあらたに労働運動の論拠づけを、つぎのように行なっている。

「精神的生活と肉体的生活とを合せ全ふする所の者が是れ即ち人間の生活であって、此生活を全ふし得可き権利を吾々人間は職業の如何に拘らず有って居る、又社会は此生活を各人に全ふすることを保障する義務があると思ふ、之を最近経済学者の言葉を仮りて言ふならば即ち生存権である、世界に於る労働運動の出発点は即ち此点にあるのである。故に労働者は此生活の保障を得んが為に奮闘すべく、社会も国家も又此保障を与ふることの為に其政策を樹てるのである」

そして生存権にもとづく要求を実現してゆくためには、労働者は個人としての自覚にとどまらず、階級としての自覚をもたなければならないととく。

「労働者の実力は個人としては智力、体力並に品性道徳の力で、階級全体としては即ち団結といふことである。……労働者の自覚とは外ではないのであって第一に先づ個人としての自覚である、更に第二には階級としての自覚を持たねばならぬ。労働者は一の階級として共通の利害を有って居る。此共通の利益幸福を全うすることを考へないでは、実は個人としての利益幸福

注(27) 福田徳三の社会政策思想については、別に論ずる予定である。

をも全うすることが出来ぬのである」

ついで「資本家自覚論」(5月号)において、資本家にたいして労働者の人格を尊重し、彼を対等の相手として事に当り、「労働者の結合を承認」することをもとめている。この2論文は、全体としてみれば依然として生産主義的労資協調論の枠内にとどまるものであるが、これまでの主張をこえる新たな展開をなしている。すなわち、これまでは生産者としての自己形成による義務の遂行に力点がおかれていたが、今度は新たに労働者としての当然の権利を獲得するための階級的団結の必要が強調されるようになったことである。そして、それを論拠づけるために、桑田の社会政策思想からだけでなく、新たに社会政策・労働運動を生存権論によって根拠づけ、階級闘争をいっそう積極的に評価する福田の社会政策思想からも学びはじめていたのである。いま一步で労働組合論を積極的に打ち出すところまで進んできている。

以上のような生産主義的労資調和論という主題の展開とならんで、労働者の参政権について、また工場法について論じている。「労働者にも一票を与へよ」(大正4年4月号)において、労働者が納税(消費税をふくむ)と兵役という国民的義務をはたしているにもかかわらず、彼等に選挙権を与えていないことの矛盾を鋭く指摘し、労働者とその労働をとおして国家に貢献しており、また「労働者の健全なる自覚は、国家繁栄の基である」と述べて、「先づ国家は思ひ切つて、選挙権の拡張を断行せよ」と主張している。

大正5年8月に工場法施行令、同施行規則が制定されて同年9月から工場法が施行されたが、このときに工場法について数度にわたり積極的な発言を行なっている。⁽²⁸⁾まず工場法の基本的性格について、つぎのように述べている。

「勿論工場法なるものは単に労働者保護を以て目的とするものに非ず、国家の産業が全体として発達することを目的とするものなれども、社会政策の立場より之を観察するときは、産業界の自由競争場裡に於て、当然弱者たるの運命のもとに置かれたる労働者の権利を尊重し、其幸福を増進し、以て彼等の労働功程を高むると同時に、労働者に対して真に人間らしき生活の保証を与ふるものでなければならぬ」

このように、すぐれて生産政策的な工場法論をとくのであるが、それは労働者の主体的な立場を無視した労働力政策をといているのでなく、まさにその正反対である。この立場から、施行令、施行規則制定にたいして政府が資本家の団体に諮問しながら労働者の団体に諮問しなかったことをきびしく批判し、さらに保護の内容が低水準のものであることを指摘している。また、「主従の情誼」論的解釈を批判し、「元来職工の業務に依る疾病、負傷、死亡に対する工業主の責任は、決して工業主が職工に対する惻隱の情より発する救助ではない。職工の損害に対する賠償でなければならぬ

注(28) 鈴木文治「産業上の立憲政治」『労働及産業』大正5年3月。同「労働者の立場より工場法を評す」上掲誌、大正5年6月。同「漸く実施期に入れる工場法」上掲誌、大正5年9月。

い。……労働者より見れば、之が請求は当然の権利であって、資本主より見れば之が支給は当然の義務である」ことを強調している。さらにすすんで、工場法の意図する労働者保護と労働能率の上昇とは労働組合活動とあいまって有効となるのであり、「吾が友愛会の如き多少此問題に対して貢献せんとして奮闘を試みつつあるものであるが、吾等は此際政府が進んで労働組合法を制定して職工の団体運動を法律上証認するに至らんことを希望」している。以上、参政権、工場法についての鈴木の本張をみたのであるが、いずれも生産主義的労資調和論を国家の政策と労資関係とのかかわりあう領域まで拡大して論じたものであった。工場法の論議においても、彼はこれまでよりもいっそうつよく労働組合を指向するにいたっている。

鈴木は大正5年後半期にいたってはじめて労働組合について積極的に論じている。「労働組合の価値及効用」（7月号）、「日本の国民性と労働運動▽果して日本には労働組合が出来ぬのか」（8月号）がそれである。いずれも、日本には主従の情誼という美風が国民性としてあるので労働組合は不要であり、また成立しないという労働組合不要論にたいして、資本主義経済の発展は「主従の情誼」の社会的・経済的基盤を崩壊させる一方、労働者の自覚をたかめるのは「事実の問題」であり、日本でも労働組合存立の基盤が形成されてきていると述べて批判をくわえている。また、労働組合はストライキを激化させるという主張を批判して、労働組合はストライキをなしうる実力をそなえることによってはじめて交渉において資本家と対等の立場にたつのであるが、ストライキはあくまでも最後の手段となして、できるだけ平和的な交渉をつうじて要求を実現しようとするので、現実にはストライキをかえて少なくする傾きがあると主張している。

ついで労働組合の機能を論ずるのであるが、まず「労働社会の知識の進歩を促すこと」「道徳品性を高むること」「労働効程を高むること」など、これまで友愛会の機能としてあげてきたものを、ほとんどそのままうけついでいる。これに加えて労働組合的な機能をあげている。すなわち、(1)「相互の扶助救済」、(2)「労働市場に規律を与ふる事」、(3)「労働賃銀の統一を期し得る事」、(4)「労働争議の発生する場合に於て、労働者を代表する意見を提出し、以て資本家との間に一致点を見出すに努むること」などである。このうち(2)は労働組合が労働力供給の窓口となって仕事の斡旋・紹介をなすことである。(3)は、「其組合各自に於て夫々労働賃銀が一定せられて居って、備主も組合労働者も共に其規定に従」うようにすることである。これは労働組合による労働力の供給規制と賃金など諸条件についての準則の設定を意味しているのであるが、職業管轄範囲（ジョブ・セクション）の確定・確保と労働力供給制限（徒弟制の維持、徒弟数制限と失業手当制度による）とによる賃金など、諸条件の一方的規制を意味するのではない。鈴木は、労働組合活動と生産力増大とを両立させようとする社会政策思想家として、古典的職業組合のおこなう制限的慣行に賛成することはできないのである。労働力の供給制限を行ないえない、または行なわない状況においては、組合が準則を定めても、それを実行するには結局は資本家と交渉をして——あるばあいにはストライキを行なって——妥結した条件をその内

社会政策思想家による労働運動論の展開（上）

容とすることになる。このような主張は実質的には団体交渉にもとづく労働協約による双方向的規制をとく主張のなかへとすすんできているが、なお明確な表現を欠いているものである。本稿策1節で考察したことにもとづいて述べれば、桑田・堀江的組合機能論の段階にとどまっており、気賀・福田・山県的組合機能論にまですすんでいないのである。

ともあれ、このように労働組合を論ずることによって鈴木の生産主義的労資調和論はいちおうその姿をととのえることとなる。労働組合論を積極的に示すまでに彼の主題を展開できたのは、友愛会の支部・会員数が急激に増加したこと、労働者の意識がしだいに向上したこと、鈴木自身が数多く争議調停という名目で資本家との交渉にあたったこと、また大正4年末にアメリカ合衆国の組合指導者と交流して多くの刺激をうけたこと、など友愛会の発展とみずからの実践の積み重ねともとづくものであった。しかしながら、この段階では友愛会を労働組合へと再編成するところみはなされていない。その労働組合の構想は、なお彼の観念のうちにとどまっていたのである。大正6年にはいると、友愛会の活動も新しい段階にはいり、労働組合への再編成のころみもなされるようになり、それに応じて鈴木はさらに新たな展開をみせるようになるが、それを解明するのはつぎの段階での課題である。

(埼玉大学助教授)